

問Ⅴ－４－⑥（遊休財産額）

控除対象財産のうち、いわゆる1号財産、5号財産及び6号財産はそれぞれどのような財産なのでしょうか。

答

1 控除対象財産のうち、1号財産、5号財産及び6号財産は、以下のような財産が該当します。

① 1号財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項第1号）

1号財産とは、公益法人認定法施行規則第22条第3項第1号に規定する公益目的保有財産を指します。

公益目的保有財産は、公益目的事業財産の一部であり、次の固定資産が該当します。

ア 公益目的事業財産を支出することで得た財産（公益法人認定法第18条第5号、公益法人認定法施行規則第26条第6号）

イ 不可欠特定財産（公益法人認定法第18条第6号）

ウ 法人自ら公益目的に使用すると定めた財産（公益法人認定法第18条第7号、公益法人認定法施行規則第26条第7号）

（注）上記アからウまでに掲げるもののほか、特例民法法人から移行した公益法人については、移行認定申請時に有していた財産のうち公益目的事業の用に供する財産に該当するものは、公益法人認定法施行規則附則第2項第1号及び第3項の規定により、公益目的保有財産となります（仮に、公益目的事業の用に供する財産であるにもかかわらず、認定申請法人が公益目的保有財産と位置付けなかった場合であっても、当該財産は公益目的保有財産となりますので御留意ください（※）。）。

（※）例えば、仮に、認定申請法人が、金融資産の運用益を奨学金交付の財源としている一方で、元本たる金融資産そのものは公益目的保有財産に位置付けていない場合であっても、当該金融資産が奨学金交付事業の用に供する財産であると認められる場合には、公益目的保有財産となります。また、金融資産以外の資産の事例ですが、認定申請法人が、保有する建物に係る減価償却費を公益目的事業会計の費用に計上する一方で、認定申請法人が当該建物そのものを公益目的保有財産に位置付けていない場合も、当該建物が公益目的事業の用に供する財産であると認められる場合には、公益目的保有財産となります。

公益目的保有財産は、継続して公益目的事業のために使用しなければなりません。また、公益目的保有財産は、貸借対照表等では固定資産に区分して表示し、対象資産が金融資産の場合には基本財産又は特定資産として表示するとともに、財産目録には、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する必要があります（公益法人認定法施行規則第25条及び

第31条第3項、ガイドラインI-8.(1))。

② 5号財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項第5号）

5号財産とは、公益法人認定法施行規則第22条第3項第5号に規定する寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。）であって、当該財産を交付した者の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているものを指します。

例えば、賃貸し、その賃貸事業利益を公益目的事業費に充てる旨定めがあつて、公益認定を受けた日以後に寄附された建物を、その定めに従い使用収益している場合が該当します。定められたとおりの「使用」の実態がない場合には、遊休財産と判断することがあり得ますので、留意が必要です（ガイドラインI-8.(4))。

また、5号財産は、当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該財産が広く一般に公募されたものである場合にあつては、その旨）、当該財産を受け入れることとなった日（当該財産が広く一般に公募されたものである場合にあつては、募集期間）、受け入れた財産の合計額、当該財産の用途の内容等について、公益法人認定法第21条の規定の例により備置き及び閲覧の措置が講じられているものでなければなりません（公益法人認定法施行規則第22条第5項）。

③ 6号財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項第6号）

6号財産とは、公益法人認定法施行規則第22条第3項第6号に規定する寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金を指します。

例えば、事業財源に充てることが寄附者によって指定されているが、当年度の事業財源は確保されているため、翌年度以降に事業費として支出される預金であったり、研究用設備を購入する旨定めがあつて寄附されたが、研究が初期段階のため購入時期が到来するまで保有している資金であったり、あるいは、寄附者等から売却して事業資金に充てることが指定されて寄附された国債等といった有価証券が該当すると考えられます。

このように、6号財産は、一般的には、寄附者等の定めた用途に充てるために、言わば待機しているような資金が主として想定されます。

また、6号財産は、上記②のとおり、5号財産と同様の備置き及び閲覧の措置が講じられているものでなければなりません（公益法人認定法施行規則第22条第5項）。さらに、6号財産は、他の資金と明確に区分して管理されていること、当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩す

ことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の
手続が定められていることを満たすものでなければなりません（公益法人認
定法施行規則第22条第6項において準用する第18条第3項第2号及び第3
号）。

- 2 なお、上記は基本的な考え方を示したものですので、実際に、保有する財産
を1号財産、5号財産又は6号財産のいずれに整理すべきかについては、個々
の具体的な事例に即して判断することとなります。